

明治三十八年東北地方大凶作と恩賜金

——宮城、福島、岩手三県における配付状況の比較——

宮城 洋一郎

明治三十八年東北地方大凶作と恩賜金

——宮城、福島、岩手三県における配付状況の比較——

宮城 洋 一 郎

はじめに

明治三十八年（一九〇五）秋に発生した東北地方大凶作は、天明・天保の飢饉以来という未曾有の被害をもたらした。被害が集中した宮城、福島、岩手の三県では、同三十五年の凶作からの回復も十分ではなく、さらに日露戦争終結直後という厳しい状況にあつて、懸命の救済施策が迫られていた。そのような中で、皇室からの恩賜金が同三十九年一月三十一日に決定され、その後から集まっていた全国からの義捐金とあいまつて、大凶作の被災者を救済するべき施策が浸透していくことになった。

筆者は、この東北地方大凶作と恩賜金について、被災した三県それぞれに、当該県の県庁文書などを中心に検討してきた。⁽¹⁾この検討を通じて、大凶作という被害状況であることから、当然のことながら施策の共通点が多くみられる反面、相違点も少なからずあることに気づかされた。地域が違い、被害状況にも差がみられる以上、異なる点があつてしかるべきだが、共通するところと相違するところを、三県の施策を通して今一度整理してみることが必要ではないかという

思いを持つに至った。

というのも、恩賜金が単に資金的な救済策ではなく、三県それぞれがこれを機に体系的な施策を組み立て、郡から町村へと下ろしていく過程が垣間見られたこと、また、恩賜金の趣旨を徹底させていくための工夫が凝らされていたことなどにより、その影響力の大きさが明らかとなったからである。

こうした点から、三県それぞれにおいて実行されてきた施策を、改めて比較の俎上に載せて分析し直すことで、共通項、相違点を浮かび上がらせ、恩賜金もたらした影響を具体的に明らかにしていくことができると考えた。

このような視点を得て、本稿では、拙稿で述べることが不十分であった点なども含めて、三県ごとの恩賜金関する規程と、恩賜金の趣旨徹底のために取られた施策を中心に、検討を進めていくこととする。

一、三県比較のための前提

(1) 恩賜金の表記について

災害時を含め皇室はさまざまな形で、困難に遭遇した地域に恩賜金を配付し、その「救済ノ資」とすべき旨を伝えてきた。しかし、これまでの先行研究からも明らか²⁾に、その資を配付する基準や規定等は明示されていたわけではなかった。にもかかわらず、その対象となった地域は広くかつ膨大な数に及んでいる。

さらに、東北地方大凶作にあつて、恩賜金という用語に関して、三県でも異なる表記してきている。まず、宮城県では一貫して御下賜金とし、岩手県では恩賜金という用語が使われている。福島県では規程には御下賜金としている一方で、公文書等には恩賜金と表記する例も少なくなく、統一された用語使用というわけでは必ずしもなかったようだ。そ

のことは、宮城県でも明治三十五年（一九〇二）の凶作では恩賜金の用語が広く使用されていたことで明らかのように、皇室から配付された意味で恩賜金とも御下賜金とも称したというのが実際のところであったようにも思われる。そこには、明確な規程のもとに運用したことよりも、皇室からの慈恵であることを受け止め、統一的に示す用語が固まっていたわけではないということでもあったと推察できよう。

恩賜金という用語が多く用いられてきたのは、やはりそれらを集成した皇室の資料『恩賜録』（宮内公文書館蔵）によるものと思われる。同資料は、災害時のみならず、皇室から広範囲の人々や地域に下賜された物資・資金等を収録している。それゆえに恩賜金という用語が広く定着していくことにもなった。

これらの状況を考慮するならば、恩賜金、御下賜金は本来同じ意味であるにも関わらず、地域により表記の仕方が異なっていたのは、恩賜なり下賜の用語が浸透していく過程上にあったことも考慮されるべきかと思われる。本稿にあつては広く用いられてきた恩賜金を使用し、地域の状況において使用された御下賜金の用語も交えて使用していくこととする。

また、本稿のねらいのひとつである恩賜金が町村ごとに配付されていく問題についても、地域によっては配与、給与、交付とする場合もあり、必ずしも統一的に使用されていない。そのことをふまえて、それぞれの地域で使用された用語を優先させながら、一般的に記述する場合は配付としていくこととする。

（２）本稿で使用する人名等について

本稿において、被災された人々とそれを支援する行政機関等に関わる人々の氏名等をどのように扱うかについて、述べておきたい。プライバシーの尊重という現代的課題にそつて、これらの人々の氏名について、次のように記していく

こととする。

公職者については、その社会的責務から実名で表記し、繰り返しを避けるために二度目からは公職名で記す場合もあることとする。大凶作の被害にあわれた方々は、史料の上では多くの場合「窮民」と表記されている。困窮し日常的な支援を必要とするために、このような表記としたものと思われるが、本稿では史料上の引用を除いて被災者と表記していくこととする。

(3) 被害状況について

すでに拙稿にて述べてきたが、改めて基本事項である被害状況について確認しておきたい。明治三十八年七月下旬から八月末にかけて曇天や雨天が続き、気温の低下をもたらした。これは、「やませ」とよばれる冷涼な偏東風の発生によるもので、稲作等に甚大な被害をもたらした。この「やませ」は、明治二年（一八八九）、同三十五年にも発生しており、同三十八年の場合は「天明・天保の飢饉」以来といわれ、過酷な被害をもたらしたことで大凶作と称されている。

このような被災状況を克明に記した公的文献が、宮城県では『明治三十八年宮城県凶荒誌』（宮城県編・発行、一九一六年）があり、福島県では『明治三十八年福島県凶作救済概要』（福島県第一部発行、一九〇六年）および『明治三十八年福島県凶荒誌』（福島県発行、一九一〇年）がある。これらは、いずれも国会図書館デジタルコレクションにて閲覧が可能である。岩手県では『明治三十八年巖手県救荒概要』（岩手県知事押川則吉、一九〇五年）があるが、同書を翻刻した三上邦彦氏によると、この明治三十八年に県から内務省に報告した文書であるという。また同県には橋田正男『明治三十八年巖手県凶歉之研究』（巖手農会、一九〇七年・国会図書館デジタルコレクション）にも被害状況が記されている。

これらの文献から、被害状況は次のように確認できる。

宮城県の米作は、一四二、七一八石の収穫で前年の一、二〇〇、〇〇五石と比して一割二分七厘に過ぎず、平年では一、二五一、四六一石と比して一割二分四厘で、大幅な減となっている。さらに、生活難となった被災者は県人口の約三十二%にあたる二四八、八五六人に達している。また、教育の面では教科書を購入できない児童が六、三六九人となり、退学する児童も二、九四六人に上っている。⁽⁴⁾

福島県では、米作の収穫高は三二四、六一五石で、平年一、三二五、二四〇石と比して七割六分の減となっている。被災者数は明治三十九年二ヶ月十月において八一、九五四戸、三七二、五一九人となっている。教育面では、教科書を自弁できない児童数が明治三十九年二月において八、二一八人で、全月欠席の児童は、九、〇九九人となっている。⁽⁵⁾

岩手県では、米作の収穫高は一九二、八三五石（明治三十八年十月二十四日）で平年五七一、四八一石と比して六割六分の減となっている。学齢児童の就学数一〇〇、九〇二人にたいし不就学数は八、九一九人となっている。⁽⁶⁾

三県の被害状況にたいしこれらのデータをあげたが、共通する米作の収穫に関し、平年作との対比でみていくと、米作を主たる農業生産とする宮城県に極度の被害状況が明らかである。福島県がそれよりやや下回り、岩手県は宮城県より約二割程度下回るという数値で、米作への依存度への若干の相違がこうした結果となっていることがわかる。そして、米作の減収は、救助を必要とする被災者の増加と学齢児童に甚大な影響を与えた。これにより、家族全体が生活難を強いられることになっていく。そこに、大凶作という事態の深刻さがあり、そうした中で、どのような救済施策を組み立てていくかが課題となったのである。

二、恩賜金の決定

東北地方大凶作の報を受けて、宮内省では、これまでの大災害と同様に、侍従の派遣を通じて、当該地の被害状況を精査していくこととなった。明治三十八年十二月二日から二十九日までの日程で、北條氏恭侍従が岩手、宮城、福島の順で巡視している。

これら三県では、それぞれに被害状況等の報告書類を作成しており、それらをもとに恩賜金額の策定へとつながったと推察できる。

恩賜金の決定については、『恩賜録』明治三十九年、第十一号に、その決定から各県知事宛への通知、さらには知事からの札状、報告などが文書としてまとめ所載されている。

まず三県への恩賜金について、次のように記されている。

一金 貳万五千元 宮城県

一金 壹万五千元 福島県

一金 壹万円 岩手県

右三県下農作凶荒之為メ細民困難ヲ極メ居候趣憫然之次第第二有之候ニ付テハ御救恤トシテ 聖上 皇后両陛下ヨリ
頭記之通下賜可相成赴相伺候也

其県下非常凶作之為メ人民困難之趣憫然之被 恩召御救恤トシテ 聖上 皇后両陛下ヨリ金 円下賜相成救済
之資ニ可充旨御沙汰候此段及通達候也

明治三十九年一月卅一日

宮内大臣

各県知事

このように記し、三県への救恤の趣旨を述べ、その金額を明示した。その上で、宮内大臣から各県知事への達案を示した。これらが、後述するように恩賜金を被災した町村に配付した際に示された「御沙汰書」あるいは「聖旨」として、広く伝えられていくこととなる。

これらを受けて、『恩賜録』では、宮城県、福島県、岩手県の各知事からの宮内大臣宛の電報訳を掲載。宮城県知事は次のように述べている。

本県下凶作ノ為人民困難ノ状態天聴ニ達シ憫然ニ思召サレ 聖上 皇后陛下ヨリ金貳万五千円御救恤トシテ御下賜
ノ御沙汰ヲ拝シ感泣ノ至リニ堪ヘス右御礼宜敷御執奏アランコトヲ願ウ

福島県、岩手県知事も同様な趣旨で電報を送っているが、そこに「御救恤」への感謝とその旨の「執奏」を願うという立場が示されている。

最後に、福島県から「御下賜金取扱規程」および「御救恤金配当交付ニ関スル情況報告」、岩手県から「恩賜金配付ノ儀上申」などを所載している。

こうして、明治三十八年十二月二日に北條侍従が東北三県への巡視に出発してから、およそ六十日あまりで恩賜金の配付が決定したことになる。

三、恩賜金配付に関する規程について

恩賜金の決定によりどう「救済之資ニ可充」かが、各県に問われることとなり、各知事から寄せられた「御下賜ノ御沙汰」への感謝を具体化すべき施策をここで検討していく。

(1) 宮城県

宮城県では宮内大臣からの知事宛の通達を受け、同大臣への「答電」、内務大臣への報告および関連規程等の整備を進めていく。この間のなぐれは宮城県庁文書『明治三十九年 御下賜金関係書類』（配架番号〇〇一三、以下『御下賜金関係書類』）に収集され、また『宮城県凶荒誌』⁷⁾にも所載されている。これらによりながら、その内容を述べていく。

宮城県は、宮内大臣からの「通達」から数日後の二月二日に「御沙汰書」と「為替券」が送付されたことを受けて、二月十三日に「御下賜金分配率算定方法」を定めた。この方法により、県税戸数割七十銭（仙台市は四十四銭八厘）未満の納税者および各市町村において「赤貧者」として同税を賦課せざる戸数を標準に、明治三十八年の米の収穫量に依りて控除率を定めるとした。但し、町にあつては千戸以上は十分の五、千戸未満で十分の三を控除するなど、控除の数値を細かく定めて、それを漁村、半漁村にも適用させ、さらに米の収穫歩合にもこの方式を当てはめた。こうして各郡の御下賜金配当額を定めた。

さらに、同日「訓第一四号」を知事から郡市長宛に次のように発している（句読点、傍線筆者）。

県下非常凶作ノ為メ、人民困難之趣憫然之被 思召、御救恤トシテ 聖上 皇后両陛下 ヨリ金貳万五千円御下賜 相成候ニ付、左記通配付候條、窮民ノ実況家族ノ員数等篤卜調査シ、迅速交付方取計フヘシ。而シテ之カ交付ニ際

シテハ、拝受者ニ能ク 聖旨ノアル所ヲ徹底セシメ、且之ヲ以テ可成生業ノ資トナスカ、又ハ貯蓄ノ基本トナス等有益ノ資ニ供シ、徒ラニ消費スルカ如キコトナキ様、篤ク注意ヲ加フヘシ。

右訓令ス

なお、この「訓第一四号」の傍線部は朱書きで、「郵便貯金トナス等」を訂正して、この文言となっている。これを根拠に知事から郡役所、市役所、町村役場に「訓令第三号」・「御下賜金配付方法」を発することとなった。この規程は次のように記している。(句読点、傍線、筆者)

一 御下賜金ハ配当額ヲ定メ郡市ニ分配ス、郡ハ更ニ之ヲ町村ニ分配スヘシ。

二 市町村ニ於テ御下賜金ノ分配ヲ受ケタルトキハ、一人別給与額ヲ定メ迅速之ヲ窮民ニ交付スヘシ。

三 御下賜金ヲ交付スルトキハ、之ヲ包装シ申添書ヲ添付スルヲ要ス。

申添書及包装ハ県庁ヨリ之ヲ送付ス。(筆者註・傍線部『宮城県凶荒誌』に記載なし)

四 市町村長ニ於テ 御下賜金ヲ交付スルトキハ、別紙様式ノ拝受書ヲ製シ五日以内ニ、市長ハ知事ニ町村長ハ郡長ニ之ヲ通達スヘシ。郡長ニ於テ前項拝受書ヲ受ケタトキハ、直ニ之ヲ知事ニ進達スヘシ。

(中略)

申添書

県下非常凶作ノ為メ、人民困難之趣憫然之被 思召、御救恤トシテ 聖上 皇后両陛下 ヨリ金貳万五千円御下賜相成救済之資ニ可充旨 御沙汰相成リタルニ付配与候條深ク天恩ノ辱キヲ拝スヘシ

明治三十九年二月 日

宮城県知事 亀井英三郎

「中略」とした部分は、配付を受ける被災者の名簿の書式となっている。この申添書末尾には「之ヲ以テ生業ノ資トナスカ又ハ貯蓄ノ基本トナス等有益ノ資ニ供スヘシ」と記していたが、傍線を付して削除している。

これが「訓令第三号」の内容であるが、先述の『御下賜金関係書類』には、次のような郡市長宛に同号の「通牒案」を記載している。

一 郡役所ニ於テ各町村ノ配当方法及配当額ヲ定メタルトキハ之ヲ県庁ニ報告スルコト

二 御下賜金ノ給与ハ県税戸数割七拾銭以下ヲ納ムル窮民ニ限ルコト

三 御下賜金ノ給与額ヲ五拾銭以上式円以内ニ於テ定ムルコト

以上のように「訓第一四号」および「訓令第三号」に関わる規程（「御下賜金配付方法」）から、宮城県における御下賜金配付についての基本的立場が明らかにされていて、それは次の三点に要約できる。

第一に、「御下賜金分配率算定方法」により各郡・市への配当額を定めたこと。第二に、この配当額を基に御下賜金給与対象者を定義づけ、その上限と下限を明確にしたこと。第三に御下賜金の聖旨を徹底させるために、「徒ラニ消費スルカ如キコトナキ様」、生業の資もしくは貯蓄を奨励したこと。その際に、御下賜金を包装し申添書を添付するなど工夫を凝らしたのであった。

しかしながら、こうした細かなデータの集積は、御下賜金給与対象者にたどり着くとき、その金額の上限と下限に示されているように、低くなることは否めないところである。そこで、聖旨の徹底のために消費への戒めとともに貯蓄の奨励がはかられたと推察できる。特に郵便貯金を促すことが、その後の展開の中で進められることになった。

こうした展開となったのは、東北三県の大凶作の報が内外に知れ渡ること、膨大な金額の義捐金が寄せられたことと関連している。『宮城県凶荒誌』には、明治四十二年一月卅日現在の義捐金受入総額・一、〇四九、三一五円五四銭七

厘とあり、宮城県には九一七、五六九円一〇銭四厘がもたらされた。⁽⁸⁾ こうした義捐金の情況が御下賜金への特別な意味づけを図るべき方向となり、消費を戒め、貯蓄を奨励させるために、聖旨の徹底を図っていったと考えられる。

(2) 福島県

福島県では、宮城県同様に宮内大臣からの知事宛の「壹万五千円」配付の通達を受け、同大臣への「答電」等を経て、二月十日に「訓令第四号」・「御下賜金取扱規程」を公布した。⁽⁹⁾ 同規程は全九條からなり、御下賜金の趣旨を明示した上で、郡市への配当額を定め、さらに郡長は町村への配当額を定めることとした。その際、御沙汰書の写しを添えることを命じている。また、第五條において、御下賜金の給与対象は「凶作ノ為自活シ能ハサル窮民ニシテ他ニ扶養ノ途ナク救恤ヲ要スト認ムルモノ」とし、「家族ノ数、幼老、廢疾其他困窮ヲ參酌シ」て給与額を定めると明記した。

それらの規程により、対象となつた御下賜金被給与者を招集、その趣旨を演述した上で、交付するとした（第七條）。この交付のために「被給与人名簿」を作製し、捺印を求めた。こうした一連のながれを明らかにし、知事・郡市長・町村長という系列を見据えて、報告の徹底をはかつていくこととしている。

なお、『明治三十八年 福島県凶作救済概要』の「皇室ノ御救恤」の章にて「金員ハ奉書ト水引トヲ以テ包装シ之ヲ授与」と記している。⁽¹⁰⁾ 規程の第七條の交付において、こうしたかたちで授与がなされたと考えることができ、「思召」の趣旨を浸透させるための取り計らいと受け止めることができよう。

また、「御下賜金取扱規程」が御下賜金給与対象の「窮民」を規定したことについて、義捐金に関する規程である「義捐金品管理及処分規程」（訓令第五号、明治三十九年二月十三日）⁽¹¹⁾ の第二條に「義捐金ハ極貧ニシテ自活スルコト能ハサル者ニ対シ左記各号ノ種別ニ依リ給与又ハ補助ス」として、食糧、被服の給与、施療、生業扶助などをあげている。

こうして給与対象となる人々を「自活スルコト能ハサル者」として、「窮民」または「極貧」とする一方で、義捐金の規程では給与すべきところは食糧など含めて広く枠を提示しているのに対し、御下賜金の規程では「給与額」とあり金額で示されている。よって、水引による包装が意味づけられることになる。

(3) 岩手県

岩手県では、『恩賜録』明治三十九年第十一号によると、恩賜金決定後の同年二月一日に知事から宮内大臣への礼状を送り、さらに同月十六日に「恩賜金配付ノ儀上申」を知事から同大臣宛に送っている。ここでは「金壹万円 御下賜」の旨を管内一般に周知し、「県民皆 天恩ノ優渥ニ感泣シ」と述べ、配付に関しては「聖旨貫徹候様種々考慮」すべく別紙の配付方法を定めたと報告。その規程は、添付されている「巖手県報」号外（明治三十九年二月十六日付）に載せている「訓令第五号」・「恩賜金配付方法」（同日付）で明示している。さらに、ここには「内訓第六号」（同日付）も載せ、「訓令第五号」に関して九カ条に及ぶ町村長の心得を示し、恩賜金配付に際し、町村長からの請書の書式を例示している。こうして、恩賜金配付にかかる規程等を報告して、「聖旨貫徹」のながれを宮内大臣への報告とおして、明らかにしたのであった。

これらの文書に関しては岩手県庁文書『明治三十八年凶作救済関係』（整理番号七一）においても確認できる。同文書では「恩賜金配付方法」の案文と思われる推敲を重ねた文書案もみられる。そこで、これらの文書等を参考に、「恩賜金配付方法」全十四条の主要な部分を明らかにしておくこととする（全文は拙稿B参照）。

まず、第一条で恩賜金による救済を「救済事業」と「直接救済」に区分し、それぞれの規程を第四条にて明記。前者は「窮民ニシテ労働ニ堪ユル者」を対象とし、後者は「老幼疾病等」の労働に堪えることのできない者を対象とする。

次に、恩賜金交付・配与にかかる規程を記す。市町村長への恩賜金交付はまず市町村内への公告と区長、総代らを招集・参列させ周知せしむとする（第二条）。その上で、市町村における恩賜金配与に關し御沙汰書の写し、知事訓達書を下付（第十三条）、各自から請書証憑を郡長もしくは知事に申報すべしとした（第十四条）。

このように、岩手県の恩賜金に關する規程は、「救済事業」と「直接救済」という二つを提示し、労賃（人夫賃）を以て救済する方法と労働できない被災者には食糧等を配与する直接救済の方法となっている。その上での、配与に關する規程は、恩賜金の趣旨を「演述」して、御沙汰書、知事訓達書等を下付して、請書等を徴するという方法となっている。

（4）三県の比較

このように、三県の御下賜金・恩賜金に關わる規程を述べてきたが、ここで、三県を比較していくべく、その共通点・相違点等を分析してみたい。

まず、これらの規程にあつて、宮城県においては、御下賜金に關し「生業ノ資」「貯蓄ノ基本」とし、「徒ラニ消費スルカ如キコトナキ様」と指示しているに注目したい。というのも、御下賜金を配付するにあたりその用途を明記したことが他二県と大きく異なるからである。また、宮城県では二月十三日に「御下賜金分配率算定方法」、「訓第一四号」、「訓令第三号」等を公布している。これら御下賜金配付にかかる規程を同日公布し、その詳細な規程である「訓令第三号」は他県とは違つて、四項目での表記となつている。そこに、「迅速交付」と「生業ノ資」「貯蓄ノ基本」という用途への強い意図があつたと推察できる。

これに対し、福島県の規程では、御下賜金の郡市および町村への配当額を定め、給与対象者を「凶作ノ為自活シ能ハサル窮民」とし、その給与額は「家族ノ数、幼老、廢疾其他困窮ヲ参酌」と記す。その上で、対象の各人への交付に關

し詳細な規程を述べていく。そこには、金額を定めて、その配当後のながれを示して、その趣旨を徹底させ、各人に確かに行き渡ることが規程の核心となつてゐる。したがつて、宮城県の場合のような「分配率算定方法」は、本規程上ではその条件を明記するに留めたのであつた。ただ、現金送付後の日程を明示し、趣旨の演述、被給与者の捺印、交付に際しての参列者などから、御下賜金の意義づけに意を用いてゐると推察できる。

岩手県の場合は、先述のように、「救済事業」と「直接救済」という二つの柱を定めたことが、その第一の特色となる。同県の規程では、この「救済事業」に関して細かく規定してゐるようになり、ここに恩賜金の趣旨が徹底できるように図つてゐる。それは、「救済事業ハ長ヘニ 聖恩ニ浴セシムル為紀念トシテ永遠ニ維持経営スヘシ」と第一条で定めたように、「聖恩」への「記念」を永く伝える趣旨を重視したことがある。いわばそこにモニユメントとしての役割を求めたといえるだろう。それゆえに、「市町村長恩賜金ノ交付ヲ受タルトキハ」とする第三条の規程にあるように、市町村内への公告、参列者の明記などその周知を徹底させようと意図が明確となつてゐる。ただしこの救済事業の総費用の内の恩賜金の占める割合は多くはない（拙稿B参照）。それだけに、「聖恩」の趣旨を徹底させる必要があつた。

これら三県の特徴をあげたが、そこに共通するところは、御下賜金・恩賜金が知事から郡市長を経て町村長へと縦の系列により配付されてゐることである。この系列から、被災各戸への配付というシステムが構築されていくことになる。三県ともに配付先の戸主を名簿に載せ、捺印を求めめるなどの方式が徹底されてゐる。福島県には名簿等にあたる史料は確認できなかつたが、「御下賜金取扱規程」第七條にこの旨を明記してゐる。岩手県の多くの郡では個別の請書を作成してゐた。それらにより各戸への配付が重視されてゐたのであつた。このことは、さらに次節にて検討していくこととする。

三県では、これらの上に立つて、御下賜金・恩賜金の趣旨を対象の被災者に徹底して伝えている。宮城県では「御下賜金ヲ交付ストキハ、之ヲ包装シ申添書ヲ添付」とあり、この「申添書」にその旨を記してゐる。

福島は「思召ノ趣旨ヲ演述」(第七條)、岩手県は「聖旨ノ存スルトコロ及訓達ノ趣旨ヲ懇示」(第十三条)とあるように、趣旨を直接伝えるべき方法を提示して、その徹底を図ろうとしている。

これらの共通点から明らかかなことは、被災各戸への配付とその趣旨の徹底にある。この二つの事項には、どのような意味があるのだろうか。先述したように、膨大な被災者に配付されるため、低い金額とならざるをえない。三県のうち最も多額の御下賜金が配付された宮城県でも「給与額ヲ五拾錢以上貳円以内」としていた。大規模災害において、多数の被災各戸に届けるというシステムは必然的に、配付される金額は少額とならざるを得ない。その点を、「聖旨」を強調することで補うことになる。このために、参列者を明示するなどの方法がとられたりすることになる。また、先にも記したが、莫大な義捐金が集められていたことで、金額上の多寡ではなく、「聖旨」を伝えることが重要な意味を持つとの認識があったと推測できる。⁽¹²⁾

いずれにせよ、この問題は、恩賜金の意義を分析する上で重要なことであるため、次節にてさらに検討する。

このように、三県の御下賜金・恩賜金の規程から明らかにされた点を、より深めていくために、これらがどう被災者に伝えられたかを、三県の方式を比較しながら次に検討していくこととしたい。

四、三県における恩賜金配付の実状

前節で検討してきたように、三県とも御下賜金・恩賜金を如何に被災各戸に届けるか、そしてその趣旨をどう伝えていくかが課題となっていた。そこで、本節では、三県それぞれの方式を検討し、その比較から明らかにすべきところを述べていくこととする。

(1) 宮城県の場合

宮城県の場合は、先述したように「訓令第三号」に御下賜金交付の際に、これを「包装」して「申添書」を添付することとし、福島、岩手両県のようなその趣旨の「演述」「懇示」などについて言及せず、これらにより趣旨を伝えていく記述に留まっている。ところが『宮城県凶荒誌』には、「町村にては交附すべき窮民を役場に召集し知事の訓令を帯して 聖旨のある所を訓諭し御沙汰書の写及び申添書を添へて交附したるが何れも感泣拝受したり」と記す。同県の規程には「役場に召集」することなどを記していない。

実際にどのようなようになされたかについては、先述の『御下賜金関係書類』および『遠田郡凶歉史』などの文献から明らかにできるところがある。ここでは、まず遠田郡と志田郡の二つの郡を取り上げて、その様相を述べてみたい。文書等の年次は明治三十九年。

遠田郡では、郡長大立目謙吾から宮城県知事亀井英三郎宛の文書（二月二十八日付）で、町村ごとの御下賜金額等を記した「御下賜金配当表」および「御下賜金分配方法」全五項目を報告している（『御下賜金関係文書』）。

この遠田郡の「御下賜金分配方法」は「訓令第三号」に基づきながら、町村長に対し「可成貯蓄ノ方法ニ抛ラシムルヲ要ス」とする（第四）。その上で、「生業ノ資」とする者には「御下賜ノ旨ヲ伝」え、一時保管の申込書を差し出させ、これを郵便貯金とし、通帳保管とする。さらに、「恩賜ノ有リ難キヲ奉体セシメ併セテ勤儉貯蓄ノ氣風ヲ喚起セシム様確實ノ方法ヲ採ルコト」とした（第五）。こうした趣旨で町村ごとに御下賜金を交付し「恩賜ノ有リ難キヲ奉体セシメ」「勤儉貯蓄ノ氣風ヲ喚起セシム」など訓示内容を明示することで、通帳保管への導きを示し、県の方針に沿うこととなった。また、『遠田郡凶歉史』にも同様の五項目の注意が記載され、三月十一日から四月二十二日にかけて全十二町村それぞれに「交付式」を挙行、小学校、役場など所定の場所に集められ、「御下賜金」を「分配」したと記している。¹⁴⁾

志田郡でも町村ごとに交付式を行っている。郡長岩淵俊夫から県知事宛文書（四月九日付「御下賜金関係書類」）で、「御下賜金配当方法」を載せ、町村ごとの配当額を明記し、全九町村ごとの交付日（四月十日から十五日）と場所（各町村役場）を記し、当日は郡長出張の上、「知事ノ訓令ヲ帶シテ 聖旨ノアル所ヲ徹底セシムル様訓諭スベキ筈」とした。

宮城県で交付に関わる式の日程・場所を明示した例は、この二つの郡であるが、『御下賜金関係書類』に所載の各郡長から知事等宛の御下賜金の配当に関する文書では、配当金額の報告とともに「聖旨」の徹底を図るために式の挙行を指示ないし示唆する例がある。

まず、柴田郡では、郡長伊藤近春から県第一部長薄定吉宛文書（二月十七日付）で、「御下賜金配当方法及配当額」の規程を報告。その第三に「予メ窮民ヲ町村役場若クハ小学校ニ招集セシメ本官臨場御旨趣ノアル所ヲ演述シ町村長ヲシテ交付セシムルモノトス」とした上で「町村会議員区長町村内有志ヲ立会ハシムルモノトス」と記している。

登米郡では、郡長黒田良正から県知事宛文書（二月十九日付）で「御下賜金分配方法」を報告し、町村長への「指示事項」も載せている。その第一に「凶作ノ為困窮ヲ極ムル者ヲ調査シ予メ配与額ヲ定メ日ヲ期シ之ヲ町村役場ニ招集シ町村会議員ヲ立会セシメ優渥ナル 聖旨ヲ町村長ヨリ伝達シ給与スルコト」としている。

宮城郡では、郡長八乙女盛次から県第一部長宛文書（三月二十二日付）にて「御下賜金配当方法」を報告し、あわせて町村長への「指示事項」を載せ、その第四で「御下賜金ハ町村長ニ於テ町村役場又ハ便宜ノ場所ニ拝受者ヲ會シ 聖旨ノアル所ヲ示達シ徹底セシメ之ヲ各自ニ交付スルモノトス」と記す。

また、玉造郡では、郡長菅原通實から町村役場への訓令（二月二十四日付）にて「御下賜金下付手続」を示し、その第二で「御下賜金ハ分配ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ各自交付スベシ但シ交付ノ日時場所確定ノトキハ速ニ報告スルモノトス」と述べ、交付の日時と場所の報告を求めていることから、式の実施を示唆している。

これら四つの郡は交付の場所の報告を求め、三郡で御下賜金の趣旨の周知を求め、二郡で町村会議員等の立会い求めている。こうして先に挙げた遠田、志田郡をあわせて計六郡が被災者を招集して御下賜金を配当するなどにより、何らかのかたちでの式を実施したものと考えることができる。これは、宮城県全十六郡の内の六郡にあたり、郡単位での実施というかたちを取ったことで、「訓令第三号」等の規程では「申添書」の添付に留まった「聖旨」について、これらの郡の中には一步踏み込んでその徹底をはかるうとしたといえるだろう。なお、他の十の郡では、配付方法にさまざまな施策を取り入れているが、概ね「訓令第三号」の範囲内で配付していく規程となっている。

そこで注目すべきは、志田郡と柴田郡の例である。前者は、郡長が指導権を発揮して、御下賜金を全戸に「均等分配」という方策をとっている。この件について、拙稿では郡長の前職が「宮城県警部」であったという経歴と当郡に「税怠納」という問題があることから、その解決策がこの「均等分配」ではなかったかと分析した（拙稿A）。大凶作という困難な課題を前に、税の怠納は町村の窮地をさらに深めることにもなる。志田郡では他の郡が推し進めた貯蓄を基本とする施策は明記されていないことから、この問題への取り組みに意を用いたと考えられる。その意味で、町村ごとの交付には「当日郡長出張ノ上」と特記して、「知事ノ訓令」「聖旨」を徹底させるとしたのであった。

柴田郡では、二つの「訓示」をおして、「勤儉ノ氣風」を育成するとともに、「窮民困弊」についても言及し、その「慢惰放肆ノ慣習」という「因襲」が要因にあると断じ、貯蓄を通して「窮民ノ位置ヲ離脱」させるべきだと説いた。これらの訓示では「窮民」を善導していこうとする立場から、かれらが受け継いできたとする「因襲」から脱却させることになると訴えた。この立場も、行政官としての責務ともいえるべきところを一方に担いつつ、「因襲」にとらわれているとする「窮民」観がながれているようにも思われる。

こうして二つの郡が「聖旨」の徹底を図っていかうとする背景に、郡の指導力を生かして、被災した人々の困難さを

どう解決していくかという課題と関連していたと理解できる。ここに、二つの郡による「聖旨」の徹底という課題解決の方向をみることができる。

(3) 福島県の例

福島県では、先述したように「御下賜金取扱規程」第七條にて、御下賜金交付に関する規程を明記している。その全文は次のとおり。

市町村長ハ現金ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ被給与者ヲ召集シ 思召ノ趣旨ヲ演述シ之ヲ各人ニ交付スヘシ
市町村長ハ被給与人名簿ヲ製シ各人ニ交付ノ際捺印セシメ之ヲ保存スヘシ 本條ニ依リ給与ノ際ハ市ニアリテハ市
参事会員町村ニアリテハ区长ヲ参列セシムヘシ

このように記し、「被給与者ヲ召集」し、その趣旨の演述、被給与者名簿の作製、交付の際の捺印、参列者の明記などがそこに盛り込まれている。この第七條による交付を経て、第八條では「御下賜金ノ給与ヲ終リタルトキハ直ニ其月日及顛末ヲ市長ハ知事町村長ハ郡長ニ報告スヘシ」と記し、その報告を求めた上で、第九條の「給与済月日及顛末ヲ各町村別ニ取調知事ニ報告スヘシ」との規程により、県下十七郡と一市（若松市）からの報告が知事のもとに集められることになる。この報告が、福島県庁文書・明治三十九年『凶作ニ関スル書類』（整理番号一五三五）に合冊されている「恩賜金管理処分」に収録されている。

これらの報告は、各郡のそれぞれの町村からの報告を載せるもので、膨大な量に及ぶ。そこで、表1「福島県各郡の御下賜金交付（給与）報告（明治三十九年）」をあげ、これをもとに述べていく。この表では、同表の註にも記したように、郡ごとの報告の要約を記しているため、簡潔な表記となっている。ここで交付式とするのは、第七條に「各人ニ

表1 福島県各郡の御下賜金交付（給与）報告（明治三十九年）

郡	報告名（日付）	記載内容	実施期間	備考
信夫	交付済報告（5/3）	実施月日	3/7～3/22	
伊達	給与済月日取調報告（4/17）	実施月日	2/27～3/27	
安達	給与済報告（4/18）	実施月日、郡全体の交付式の概要	2/20～3/21	
安積	給与済報告（4/10）	実施月日	3/3～3/25	
岩瀬	給与済月日報告（5/2）	実施月日	3/7～4/5	
南会津	給与月日調（4/23）	実施月日、金額、場所	3/18～4/19	
北会津	給与済月日及顛末報告（3/30）	実施月日、金額、被給与者数、招集場所、参列者、聖旨演述、現金交付	3/6～3/13	2/2、村長を郡役所に招集
耶麻	給与済月日及顛末（4/4）	実施月日、召集場所、参列者	3/7～3/28	
河沼	給与顛末報告（4/17）	実施月日、場所、参列者、趣旨演述	3/10～4/4	
大沼	給与済并顛末報告（4/17）	実施月日、召集場所、趣旨演述、参列者、聖恩ノ優渥ニ感立	3/1～4/10	
東白川	給与済報告（4/17）	郡全体の交付式の概要、実施月日	2/28～3/25	
西白河	給与月日并顛末報告（4/5）	郡全体の交付式の概要、実施月日	3/2～3/16	
石川	給与済ニ付報告（3/7）	実施月日、参列者、旨趣訓示、浪費ヲ戒メ交付	3/1～3/6	
田村	給与済ニ付町村別顛末書（4/7）	実施月日、召集場所、趣旨演述、参列者、御思召ノ次第ヲ申聞セ拜受セシム	2/28～4/6	
石城	恩賜金給与済ニ付報告（5/2）	実施月日、参列者、御沙汰書拝読、思召ノ趣旨演述シ拜受セシム	3/11～3/29	
双葉	給与済月日報告（4/19）	実施月日、参列者	3/3～4/7	
相馬	交付済月日及顛末報告（4/5）	参列者、御思召ヲ諭示	3/8～4/2	
若松市	給与顛末報告書（3/14）	実施月日、開閉会時刻、召集場所、参列者、天恩奉体スヘキ旨諭示	（3/14）	

註：出典、福島県庁文書『明治三十九年 凶作ニ関スル書類』（整理番号 1535）・「恩賜金管理処分」報告名は、石城郡以外は「御下賜金」を省略。

記載内容については、安達、東白川、西白河の三郡以外は各町村ごとに記載されている内容を要約。

交付」とあるためである。

交付式の概要については、安達、東白川、西白河の三つ郡からの報告におおよそのところを提示している。この三郡の交付式は、郡で一括して記入し、日付と場所を町村ごとに記す方式をとっている。しかし、町村ごとに式の内容等を報告した他の郡の例と比べて、多少の相違はあるものの、その内容には大きな差がみられない。各郡各町村とも、第七條の規程に従いながら進めたと推察できる。

これらの点をふまえながら、町村ごとに実施された交付式を郡として報告した安達郡の例から、その概要のポイントをあげておく。

町村長により被給与者の役場への招集、思召の趣旨の伝達、「救済金」は奉書と水引で包装し交付し、交付簿に捺印。町村長からは生業の資金となし、思召の趣旨に背戻することのないように諭示。これに対し「窮民ハ 天恩ノ辱ナキニ感泣」、参列者は警察官、町村会議員、区長らで「礼服用」と記す。

このようなことから、交付式は主に行政機関の中心である役場を会場とし、多人数に及ぶことから小学校や寺院の場合もある。参列者は第七條の規程により区長が必ず出席し、警察官、町村会議員さらに学校関係者、役場吏員なども加わる。区長は、おおむね旧村の代表者が任じられる例があり、被災地・被災者の実状を把握し、被給与者の認定にも深く関わっていると推察できる。そのため、区長の引率により参集する例もある。警察官も、地域の実状に関与していることで、参列の例は多く、時に訓示する例もある。

交付式の中心は、思召の趣旨の伝達にある。第七條に「演述」と記すように、町村長を通じて訓示されることで、その意義を確実に知らしめ、浸透させていくねらいがある。そこに生業の資金となし、趣旨に反することのないようとの諭示が加わることで、その重みが加重されることになる。これにより、被災者から「天恩ノ辱ナキニ感泣」という受け

止めがあったと報告されることになる。

この被災者の側からの受け止めについては、こうした画一的な記述ではなく、次に示すように他の県にはない例があった。拙稿Cでは、次の四項目の事例をあげたが、ここでその例を簡潔に記しておく。各文書の年次は明治三十九年。

- 1 御下賜金を固辞した例・岩瀬郡須賀川町の被給与者から「御趣旨ニ対シテハ誠ニ感激ノ至リ」ではあるが、「刻苦勉勵スレハ辛フシテ衣食ニ窮スル」ことはないとして、「他ノ老幼疾病ノ窮困者ニ給与ヲ請フ」との申し出があった。〔岩瀬郡各町村ニ於ケル御下賜金給与状況〕（四月十三日付・郡長樋口兵治郎から知事有田義資宛・「恩賜金管理処分」）
 - 2 御下賜金を神棚に供えた例・西白河郡白坂村被給与者から、「極貧」でありながら「児童養育費」として「神棚ニ供へ」「感拝」しているとの報告（西白河郡「御下賜金交付状況報告」三月十五日付・郡長鈴木直清から知事宛・同前）
 - 3 御下賜金を表具師としての資本に供し、詠歌を差し出した例・同郡同村の被給与者から「あやにしき かさねきしより うれしきわ みめくみいたたく われかこころは」との詠歌。（同前）
 - 4 恩賜田、恩賜林を造作した例・「恩賜金ニ対スル紀念ト報効ノ意思」を目的に、安積郡三代村、南会津郡富田村、岩瀬郡梓衝村、石城郡三坂・澤渡組合村、東白川郡竹貫村の五村で実施¹⁵。このうち、安積郡三代村長窪小谷隼太による「恩賜田設置ノ状況報告」（四月十四日付）に「御救恤金配付」に際し、「御鴻恩ヲ忘レス誓テ独立自営ノ法ヲ講シ」ていくべきとの村長の訓示により、「労働ヲ寄附シテ不毛ノ地ヲ開墾シ恩賜田ヲナルモノヲ設置」に至ったという（福島県庁文書・明治三十九年『凶作関係』（整理番号一五三七）に所載の「郡市長報告書類」）
- また、恩賜林に関しては、南会津郡富田村において、御下賜金を「村内窮民五十二戸二分与」したところ、「聖意ノ優渥ナルニ感激シ永久ノ紀念ト報効ノ心意ヲ以テ曾テ設置シタル学校林地ニ植樹ノ儀申出タル」により、村長はこれを許可し、杉苗一万五千本を植付け、成木後は「学校基本財産ニ寄附」とするとした（南会津郡長山内英助か

ら知事宛文書、五月二十八日付、同前。

これらは、福島県に特徴的な事例ともいえ、着目すべき点がある。まず、御下賜金を辞退した例のように、「刻苦勉勵スレハ辛フシテ衣食ニ窮スル」ことはないとする申し出は、困難な状態でありながら援助を拒み、より困難な人々を思いやる態度を示している。

また、「恩賜田、恩賜林」にみるように、村長の訓示を受けて、「記念ト報効ノ意思」を「労働ヲ寄附」することになげ、地域的一致した力を導くこととなった。そこに、困難な中で、自立心を失わないようにしていく方策を論じた村長のリーダーシップをみることもできる。

(4) 岩手県の例

岩手県も福島県同様に、恩賜金の交付、配与にかかる規程である「恩賜金配付方法」においてその手立て等を明文化している。まず、これらの条文を提示しておく。

第三条で恩賜金の交付を受けた市町村長は、市町村内にその旨を公告し、「区长又ハ総代等ヲ招集シ市町村会議員其ノ他名誉職員小学校職員等ヲ参列」させて、住民への周知をはかるとした。さらに第十三条では次のように記し、恩賜金品配与の順序を明記した。

市町村長恩賜金品ヲ配与スルトキハ 御沙汰書写及知事ノ訓達ヲ各自ニ下付シ且ツ 聖旨ノ存スルトコロ及訓達ノ趣旨ヲ懇示シ誓テ報効ヲ期セシムヘシ 恩賜金品ヲ配与シタルトキハ各自ヨリ其ノ請書ヲ徴スヘシ

このように記し、御沙汰書、知事訓達書の趣旨の懇示とそれらへの報効を期することを求め、請書の徴集をはかった。さらに、第十四条でその顛末と請書の申報を命じた。

この第十四条に基づき、岩手県庁文書には全二十五冊に及ぶ郡市ごとの『恩賜金拝受書類』が所在している。ここには、恩賜金にかかる直接救済を受けた食糧（米、塩等）および救済事業により給与された労賃（「人夫賃」）に対する請書、食糧等を販売した業者からの領収証が所載されている。しかもこの請書は、多くの郡では配付を受けた被災各戸からそれぞれに徴集したことから、膨大な量となった。また、この書類には、町村ごとの請書に対し、配与した人物名の誤記、その金額、食糧の記載にかかる疑義などの細部にわたる指摘を「検査」と称して県から郡に照会する場合が多くみられる。

そこで、県下十三郡と一市（盛岡市）の恩賜金配付にかかる状況を表2「岩手県・郡ごとの恩賜金配付状況」および最も詳しく報告した江刺郡の例も表3として提示する。

表2では、郡に報告された町村ごとの配付状況をふまえ、第三条に記す御沙汰書、知事訓達書の下付および聖旨の趣旨の懇示などが記されている場合を以て式の挙行と捉え、その実施状況を掲げることとした。岩手県では、恩賜金の使途を直接救済と救済事業に分けて被災者に届ける方式をとっているため、二つの方策にあわせて配付されることになり、配付方法も郡及び同じ郡内にあっても町村ごとにさまざまに実施されている。また、恩賜金配付の決定を受け拝受（伝達）式を実施し、その上で直接救済の式を開催する例もあり、この場合でもこれと同日に行う例と別日に行う例など、多岐に及んでいる。

さらに、直接救済での式は、恩賜金による食糧等を配付するために「窮民ヲ招集」して、趣旨を懇示する方式がみられ、救済事業の場合も、その事業の開始または終了後に同様の方式を取っている場合もみられる。

こうした記録がある一方、郡や町村によっては、単に配付が完了したことを報告し、その請書を添付する方式の場合も少なからずある。表2で式の実施が十カ所以下の郡ではそうした例が多くみられ、十カ所以上の郡は五郡（稗貫、和賀、

表 2 岩手県・郡ごとの恩賜金配付状況

郡	恩賜金額(円)	町村数	招集、伝達式、拝受式等の記録	備考
岩手	880	1町24村	式の記録なし	
柴波	680	1町14村	直接救済・救済事業で式1村、直接救済で式2村、救済事業で式1村	
稗貫	800	1町13村	直接救済で式2町9村	
和賀	850	1町17村	直接救済・救済事業で式1村、直接救済で式1町7村、救済事業で式2村	二子村村長、郡の伝達式に参列
胆沢	780	2町12村	直接救済・救済事業で式2村、直接救済で式1町5村、救済事業で式1村、	水沢町・給与方法提示。
江刺	640	1町12村	恩賜金拝受の式（全町村）、直接救済で式（全町村）	2/24・2/25に実施。郡長もしくは郡長代理出席
西磐井	930	1町14村	直接救済で式1町5村、救済事業で式1村	
東磐井	1,100	23村	直接救済・救済事業で式2村、直接救済で式1村、救済事業で式2村	
気仙	710	2町20村	拝受式、直接救済の式別日実施1町、直接救済・救済事業で式1町18村、直接救済で式2村	
上閉伊	610	3町14村	拝受（伝達）式と直接救済を同日実施3町2村、同別日に実施4村、直接救済で式2村、救済事業で式1村	
下閉伊	660	3町14村	直接救済で式2村	
九戸	670	1町19村	直接救済・救済事業で式4村、直接救済で式1村、救済事業で式9村	
二戸	420	2町13村	直接救済で式2村、救済事業で式1村	
盛岡市	270		式の記録なし	

出典：岩手県各郡・盛岡市『恩賜金拝受書類』

各郡の町村数は明治22年町村制施行による数とした（『岩手県の地名』（日本歴史地名大系第三巻、平凡社、1990年）を参照）。聖旨の訓示などを記していることで式とした。

表3 江刺郡における恩賜金拝受に関する式の実施状況

町 村	恩賜金額	実施日	実施場所	終了時刻	参列者：()内は人数	直接救済 召喚日 (対象人数)
伊手村	53円	2月25日	役場	午後4時	郡長代理書記、村長、助役、村民惣代、村会議員(9)、区長(8)、教員(3)、有志一同	3/7より (不明)
岩谷堂町	58円	2月24日	学校	午後1時	郡長、町長、助役(2)、町民惣代、町会議員(8)、区長(4)、学校職員(18)	3/8 (161)
愛宕村	50円	2月25日	役場	午前11時	郡長、村長、助役(2)、村民惣代・郡会議員、郡会議員、村会議員(11)、区長(12)、収入役、書記(2)、付属員、訓導(4)、雇(2)	3/9 (41)
羽田村	50円	2月25日	役場	午前11時	郡長代理、村長、助役、収入役、書記、村民惣代(2)、村会議員(9)、区長(12)、学校職員(5)	3/19 (56)
黒石村	51円	2月25日	学校	午後2時	郡長代理、村長、助役、村民惣代、村会議員(9)、区長(5)、学校職員(5)	3/20 (50)
田原村	26円	2月25日	役場	午後1時	郡長代理、村長、助役、駐在巡查、村民惣代、村会議員(11)、区長(19)、学校職員(5)	3/14 (73)
藤里村	42円	2月25日	横瀬尋常 高等小学校	午後3時	郡長代理、村長、助役、村民惣代、村会議員(10)、区長(4)、横瀬尋常高等小学校長、同訓導、同代用教員、浅井尋常高等小学校長、同准訓導(2)	3/21 (98)
玉里村	45円	2月25日	役場	午前 10時20分	郡長代理、村長、助役、村民惣代、村会議員(10)、区長(7)、学校職員(6)	3/2 (57)
梁川村	50円	2月25日	役場	午後5時	郡長代理、村長、助役、村民惣代、村会議員(8)、区長(8)、学校職員(3)	3/20～ 3/23 (71)
広瀬村	41円	2月25日	役場	午後5時	郡長代理、村長、助役、村民惣代(3)、村会議員(8)、区長(6)、学校職員(3)	3/10 (71)
稲瀬村	53円	2月25日	広徳寺	午後4時	郡長、村長、助役、村民惣代、村会議員(11)、区長(12)、学校職員(10)	4/1～4/3 (75)
米里村	53円	2月25日	役場	午後2時	郡長代理、村長、助役(2)、収入役、巡查、村民惣代、村会議員(8)、区長(3)、学校職員(7)	3/15 (66)
福岡村	46円	2月25日	役場	午後3時	郡長代理、村長、助役、村会議員(9)、区長(9)、訓導(6)	3/5～4/3 (44)

江刺、気仙、上閉伊)で、県下十三郡一市の半数以下となっている。ただ、各郡には十数から二十余りの町村が所在し、そのすべてがこうした報告をしているわけではないので、十カ所を基準に置くことが適切であるかどうかは、議論の余地がある。

こうした状況があるにも関わらず、前述のように県から郡への「検査」と称する照会は、人物名、金額、食糧等の記載にかかる疑義に集中している。そのため、規程第十三条をふまえた県の立場は、あくまでも請書の正確性を求めたこととあり、趣旨の懇示、参列者の状況などの記載に関しては重要視していなかったか、同条は当然遵守されているとの前提に立っていたかのいずれかではないかと推測できる。

ともあれ、こうした式に関わる記録を考えると、江刺郡の場合は、全町村が二月二十四日と二十五日の両日の日程で式を挙行したことは、注目すべきことである。そこで、表3「江刺郡における恩賜金拝受に関する式の実施状況」を掲げることとする。同表は岩手県庁文書『明治三十九年 恩賜金拝受書類』江刺郡(整理番号四六、四七)をもとに作成した。この式は、二月二十四日に郡役所のある岩谷堂町で郡長澤田専吉の臨席のもとで実施。翌日、郡長は同町に隣接する愛宕村での式に臨み、午前十一時終了後に、同村に隣接する稲瀬村での式に出席、この式は午後四時終了とある。このように、二十四から二十五日にかけて郡長は三カ所での式に臨席した。

こうした圧縮した日程での式は他の郡などにはみられず、郡関係者や学校関係者など多数の参列者を明記することも、式を重要視していたことを裏付けている。このような方式を全面的に実行できるのは、郡長の指導力の強さを物語るものである。

郡長澤田専吉は、明治三十七年二月十七日から同三十九年九月二十九日までの在任で、九戸郡長(同四十三年五月十九日〜大正二年五月二十九日)にも任じられている。澤田は郡属から江刺郡長に就任。岩手県で郡長に就いた者の大半は郡長

からの転任であり、初任の郡長も多くは県属である。郡属からの転任の例はなく、郡書記官からの例が三例あるのみで、きわめて稀な例とみることができる。⁽¹⁶⁾この澤田の郡長初任地である江刺郡で、相当の指導力を發揮したと推察できる。

この式について、同郡ではほぼ同様の内容で報告されているが、岩谷堂町の例にみえていくと、町長が御沙汰書を奉読し、次に助役による公告文朗読があり、続いて郡長が知事訓達書を朗読し、参列の区長に「普ク町民ニ周知セシムル様懇示」した。これらを受けて、町民総代より答辞があり、「此間始終嚴肅聊カ不都合ノ点認メス」と記し、終了したとする。

このように、町長、助役が奉読・朗読であったのに対し、郡長は訓達書の朗読のみならず、その周知を区長に要請して、式の目的とするところを明らかにしようとした。そこに、郡長および郡長代理者を全町村に配した意味があったのである。県の立場は恩賜金が被災者に確実に届けられることにあつたように、澤田郡長が二日間で一斉に式の挙行を果したのは、恩賜金交付を「部内一般」に周知させる目的があつた。というのも、この式に被災者は参列していないことから、まず当該町村に周知させることを第一としたことがわかり、答辞も区長や被災者代表ではなく村民総代であつたのも頷けるところである。

なお、式の後の直接救済による式については、岩谷堂町の例では、給与される食糧を「大奉書袋ニ入レ水引ヲ懸ケ御恩賜袋ト墨書」して、被災者を「召喚」の上、聖旨、知事訓達書を懇示して配与した。これに対し、被災者一同から「聖恩 優渥ナルニ感泣シ勤勉力行其行ニ励ミ誓テ報効ヲ期ス可キ旨ヲ報答シタリ」と記す。

各郡の状況と江刺郡の式について検討した。第十三条で示された聖旨、訓達書の懇示と恩賜金品の請書徴集という岩手県の方策が、郡市町村の段階では多岐に及ぶ配付方法がみられるが、最も詳しく報告した江刺郡の例では、「部内一般」への周知が目的であつたことで、恩賜金の意義を広く捉え、その意義の浸透を図つていこうとした点に着目することができる。

(4) 三県の比較について

恩賜金・御下賜金の郡市町村への配付に関し、三県の事例を検討してきた。ここで、それぞれの特色、共通点、相違点などを提示し、比較のための分析を試みることにする。

まず、宮城県は配付にかかる規程が明文化されていないことで、遠田郡、志田郡で式の実施、柴田、登米、宮城、玉造各郡で交付の日時と場所等の報告を求める例があった。その中で郡長の指導の下で聖旨の浸透を図っていく志田、柴田郡の例をみる事ができた。福島県では「御下賜金取扱規程」に基づき、その交付（給与）にかかる第七條にて、御下賜金交付に関する規程が明記され、これにより交付式が執り行われ、その報告も県に集約された。聖旨の演述などを通して、給与を受けた被災者が「天恩ノ辱ナキニ感泣」したと報告されている。その一方で、個々の被給与者から感謝の詠歌や辞退の申し出があり、さらにはその恩に報いるために恩賜田、恩賜林を造成も報告された。岩手県でも恩賜金金品配付にかかる規程があり、これに基づいて配与が市町村ごとになされ、被災各戸からの請書が膨大な量となって県庁文書に集約されている。そのため、市町村ごとの配与には多岐にわたる方式がみられた。

このような特色をあげることができるが、規程に明文化した福島、岩手両県は、県下全郡で恩賜金配付の実態が明らかとなったが、宮城県では御下賜金を貯蓄とする県の方策が先行することとなったため、聖旨を演述するなどの式につながる要素が史料上明確ではなかったことから、限られたものとなっている。貯蓄へとつなげていくことを施策の要としたことでそれを支えるために聖旨をどう伝えるかという課題に十分に答えられていないという側面があったのではないだろうか。ここに、配付状況を比較するさいの重要ポイントが所在するといえるだろう。聖旨の浸透と施策の狙いをどう結びつけるかが問われたのであった。

もう一方、三県に共通してみられるところとして、郡が配付の中核的な役割を担っていたことをあげることができる。

県は規程の策定とその実施を求める立場にあるが、郡は町村を動かし、そのねらいを実現させようとした。町村への指導力を高めて、恩賜金の趣旨を徹底させる役割があった。それゆえ、宮城県志田郡、岩手県江刺郡などで郡長が特筆すべき指導力を発揮した。また、福島県では恩賜田、恩賜林の造成において、その報恩の意義を説いて被災者の自覚を促した村長のリーダーシップがあった。こうした郡、町村ごとに有力な指導層を有したことが、特色ある施策を生み出す要因ともなった。

おわりに

以上述べてきたように、地方行政の基盤を形成させてきた郡や町村の特色ある施策が、大凶作という未曾有の災害に抗して地域住民の意識を支えたところがあったとすることができる。こうした事実は、県ごとの分析からでは十分に明らかにできなかったところであったが、三県を比較することで、注目すべき点として浮かび上がったことも確かであった。これにより恩賜金・御下賜金配付という「救恤ノ資」が、救済施策を下支えした郡、町村などの行政機関の役割を明確にさせ、被災者がどのように受け止めたかを明らかにすることにもなったのではないだろうか。こうした方向を見通すことで災害救助のための視点を提起することができたと考える。

註

(1) 拙稿「明治三八年東北地方大凶作と「御下賜金」について―宮城県における配付方法を中心に―」・『明治聖徳記念学会会紀要』復刊第五四号、二〇一七年（拙稿Aと略称）。「明治三八年（一九〇五）東北地方大凶作と恩賜金―岩手県における配付方法を中心

心に―』『東北社会福祉史研究』第三七号、二〇一九年（拙稿Bと略称）。「明治三十八年（一九〇五）東北地方大凶作と福島県―恩賜金の配付をめぐる問題点―』『東北社会福祉史研究』第三八号、二〇二〇年（拙稿Cと略称）。

(2) 明治期の災害時の恩賜金にかかる主な先行研究については、北原糸子「近代法に基づく災害救済の実際」・同編『日本災害史』所収、吉川弘文館、二〇〇六年。遠藤興一『天皇制慈善主義の成立』学文社、二〇一〇年。川田順一「近代皇室の社会的役割に關する基礎的研究―宮内公文書館所蔵『恩賜録』を中心として―』『日本学研究』第十七号、二〇一四年などがある。

(3) 三上邦彦監修『明治三十八年巖手県救荒概要』岩手県社会福祉史研究会、二〇一一年、九六頁。

(4) 提示したデータについては宮城県編・発行『明治三十八年 宮城県凶荒誌』（以下『宮城県凶荒誌』）一九一六年、一、四五、一九二〜一九三、二六九〜二七八頁等を参照した。

(5) 提示したデータは、福島県発行『明治三十八年 福島県凶荒誌』（以下『福島県凶荒誌』）一九一〇年、八五、二〇九、二二七頁を参照。

(6) 提示したデータは三上邦彦監修、前掲書、一五、二二頁を参照、註(3)前掲。

(7) 『宮城県凶荒誌』六〇八〜六一二頁参照、註(4)前掲。

(8) 同右、六三三八頁参照。なお、東北地方大凶作に關して義捐金が国内外から寄せられたことで、近代以前の相互扶助的な救済の枠組みを超えた「近代的救済の形態」があったとされている（菊地義昭「東北三県凶作と罹災者救済活動の内容と構造―罹災者救済活動の歴史的役割と影響を中心に―』『社会事業史研究』第二五号、一九九七年）。

(9) 福島県第一部発行『明治三十八年 福島県凶作救済概要』一九〇六年、五頁。

(10) 全文は『福島県凶荒誌』五七四頁、註(5)前掲。

(11) 『福島県凶荒誌』六一五〜六一九頁、註(5)前掲。

明治三十八年東北地方大凶作と恩賜金（宮城）

(12) 北原系子、前掲論文(註(2)前掲)では、磐梯山噴火や濃尾震災での恩賜金に触れ、金額の多寡ではなく、「天皇の慈悲が具体的な形で国民に届く機会」であったとする(同書二九四頁)。しかし、聖旨を伝えることを通して救済施策を遂行し、被災者からの思いが表出された本稿で記した事例などは、この視点からでは明らかにできないのではないだろうか。

(13) 『宮城県凶荒誌』六二二頁。註(4)前掲。

(14) 宮城県遠田郡役所発行『遠田郡凶歉史』一九一〇年、四三〜五二頁(宮城県大崎市立図書館蔵)。

(15) 福島県第一部発行、前掲書、五〜六頁、註(9)前掲。

(16) 岩手県著・発行『岩手県史』第八卷近代篇3・第三章「近代後期の県体制と郡市町村」第二節「十三郡施行」六「郡長就職者の氏名」一九六三年、五八二〜五九八頁。

〔付記〕

本稿は、令和二年度皇學館大学篠田学術振興基金・プロジェクト研究「恩賜金と福祉事業に関する基礎的研究」(代表 現代日本社会学部 新田均教授)の成果の一部である。本稿作成にあたってご助言を頂いた櫻井治男名誉教授をはじめ「皇室と福祉」研究会の先生方に感謝の意を申し上げます。史料閲覧に際し、格別のご高配を頂いた宮内公文書館、宮城県立公文書館、岩手県文書保存庫、福島県歴史資料館の関係各位に御礼申し上げます。また、史料の撮影・保存には同研究会の本学大学院・岡本和真氏、京都大学大学院・金田伊代氏のご助力を頂きました。記して謝辞を申し上げます。